

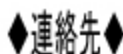
K S K S

かがやき



編集人

社会福祉法人
ひかり福祉会 後援会



連絡先

〒526-0822

滋賀県長浜市鳥羽上町68-1

ひかり福祉会 法人事務センター

(TEL 0749-63-5711)

e-mail info@hikari-welfare.net

URL <http://www.hikari-welfare.net/>

ひかり福祉会広報 vol.83

2012 水仙号



2012 2/25 第30回ひかり福祉会研究集会
in 長浜市民交流センター



表紙&目次	(一)
福祉情勢について	(二)
利用者の声(新法に願うこと)	(三)
事業移行&第五次将来計画検討	(四)
社会就労センターひこね 生活介護へ 第五次将来計画検討委員会始まる	(五)
第三〇回法人研究集会(報告)	(六)
助成事業完了報告	(七)
「かがやき」連載企画	(八)
寄附者御紹介&編集後記	(九)

情勢

私たちがやるべきこと
知っておくべきこと

Q:「現在のわが国の障害者福祉をめぐる情勢はどのような状況になっているのでしょうか?また、その中で私たちが知っておかなくてはならないことはどのようなことなのでしょうか?」

A:「今、福祉を取り巻くことが色々な形で出てきている時期だと思っています。その色々なことに対して、私たちが気がかけていかなければならないことが沢山あると思います。一つのことだけではなく、その大きな流れを私たちは知っておかなければなりません。」

まずは自立支援法のことです。昨年の八月三〇日に障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会が障害当事者・関係団体の意見を取りまとめ、それを基に総合福祉部会骨格提言をまとめ内閣に提出した。この骨格提言の完成は、まさに私たち障害当事者が国と厚生労働省に新法への大きな指針と

理念を具体的に示したという点で画期的な出来事でした。

しかしこの骨格提言提出後、厚生労働省や国から何ら回答もなく、動きも分らない中で、提出後初めてとなる二月八日の総合福祉部会で発表された厚生労働省の新法案は、私たちが愕然とさせるものでした。その中身は、とても新しい法律と言えようなものではなく、骨格提言で示した内容もほとんど盛り込まれていないのが実態でした。

そもそも私たちが求めている「自分たちのことを自分たちで決めること」ということが無視され、障害当事者の声を抜きにして国が考えているのであれば、それは自立支援法制定の時と同じということになります。

「提言」を無視するのか」ということを、強く言っていることが、全国的に大切な時期になっていきます。もう一つは、相談支援事業に關してです。今、サービスを利用する人たちに寄り添った形で、支援計画や地域の移行計画が立てることが求められています。骨格提言の中でも相談支援の重要性が強調されています。

まずは地域の障害者の願い・思いにききつと寄り添いでいく上で、どんなことが必要なのかということを考えなければなりません。今まで、作業所は作業所の活動、グループホームはグループホームでの生活のことだけ考えればよいなど、福祉サービスを提供すればいいという視点で、それぞれがバラバラにその人のことを考えていました。その人が地域の中で豊かさを感ぜて生きていく、働いていく、暮らしていくということを思ったときに、この人にはどんなサービスが必要なのだろうか?またその人が自立していくためのサポートにはどんなことがあ

るのか?ということ、その人の将来展望とあわせて考えることを、今まで我々は行なってきたのでしょうか?

その人に對し何の想定もせず、何か起こってしまった後に考えていなかったのでしょうか?彼らの将来を見越した上で、人としてどういう生活を考えていくのかということ、その人の思いに寄り添いながら一緒に考えていくということ、これは絶対やらないという思いがあるなら、それが出来るようにどうすればいいのか、作業所だけで出来ないことなら、どういう機関と連携したらできるのか?ということ、これを考えるのがこれからの私たちの仕事であり、本来の役割であると思います。

【話し手】

小野 幸弘 専務理事

【聞き手】

藤居 潤
西村 美香

障害者総合福祉法に望むこと

「僕たち、私たちのことを抜きに決めないで！」と言うみんなの願いを簡単に踏みにじり、名称を変更し、新法だと発表された。「骨格提言」を余りにも簡単に無視された。国連の権利条約と基本合意文書を守り、本当の新法「障害者総合福祉法」を作って下さい。

「友愛ハウス 布施好浩」

私はホームヘルプを使っていますが、なぜお金がいるようになったのですか？国は、私たちの生活を守る義務があると思います。新法で、自己負担がなくなれば、通院にも安心していくことができます。健康で仕事を頑張りたいと思います。

「輝湖里 橋本絵美」

お互いを認め合い、各自がそれぞれの目標に向かって進めるよう、励まし合い尊重しあえるファミリー的な空間になるような法律を！



2012年3月6日
京都新聞掲載



2012年3月6日
中日新聞掲載

障害者自立支援法を完全廃止して、総合福祉法の骨格提言を尊重してください。そうでなければ、私たちの生活は苦しいばかりです。だれもが安心して生活できるようにしてください。消費税もあげないでください。

「輝湖里 中川典子」

精神障害の二級の人、医療費も薬代も全額免除になるのに三級の人は一割負担になっている。区別せずみんな一緒に全額免除してほしい。

作業所に通うのに利用料をとるのを止めてほしい。また、利用料に関して、世帯（夫婦）の収入で決めるのではなく、その人個人の収入で決めてほしい。

就労移行支援の二年間という期限をなくしてほしい

一人ひとりの心のよりどころになれるような法律を！

社会就労センターひこねが 生活介護事業に移行します

★事業所名 セルプひこね (旧称 社会就労センターひこね)

社会就労センターひこねがめざす新事業体系「生活介護事業」はひとくくりにすることができない様々な障害特性に、さらに機能分けした形で対応していきます。物理的環境がどうあるべきかや障害のある人一人ひとりに向けての支援内容など様々なわたって昨年四月から検討してきました。

「みんなで一緒に」作業に取り組んできた歴史的背景から、支援には「個別化」というキーワードが大切とされてきています。しかし、支援体制や物理的環境上難しいことですが、行動障害に陥らせない支援をしていくには再度必要性をもって様々な取り組みに励まなければならないと考えます。

これは、私たち事業所関係者が「障害(特性)」をどうとらえるかということも重要です。支援者目線ではなく本人目線であったことが、どこまで実践できているかを検証することもです。障害のある人一人ひとりによって、作業活動と療育活動の比重を検討していくために、「障害があっても働きたい」というこれまでの理念を変えるということではなく、その人にとって安心できる環境を多種多様に用意するということを今後の生活介護事業のあり方や機能分けとして考えていきたいと思っています。

仕事・作業はどうするの？

一人ひとりの能力だけでなく、いかに安心して落ちついて取り組めるか環境を大切にします。集団規模、室内・屋外または、関わる時間に配慮できる視点を持ちます。

仕事以外の活動は？

仕事、作業と同様に安心して落ち着けるよう配慮することはもちろん、体験する積み重ねをすることで、日常生活を見通せるように支援していきます。



仕事・作業環境・作業所外の活動までが集団からパーソナル(個別化)なまでの幅広く選択できる環境と支援の工夫ができることを目指していきます。

【センター長 森本 義彦】

第五次将来計画検討委員会 始まる！

来年度、第四次将来計画(二〇〇八年四月～二〇一三年三月の五年間)の最終年を迎えます。先行きが不透明で、めまぐるしく変化する中ではありますが、常に障害のある人や地域に期待される法人となっていくためにも非常に重要な転機となります。ひかり福祉会の将来をどう描いていくのか活発な議論を通してよりよい未来を創造していきたいと思っています。

委員長 那須 光章(理事)
副委員長 立岡 暁(副理事長)

第三〇回ひかり福祉会研究集会(報告)

去る二月二十五日(土)、長浜市の市民交流センターにおきまして第三〇回ひかり福祉会研究集会を開催(一〇〇名の参加)しました。各事業所での実践をレポートにし、発表をする中で新たな発見とより寄り添った支援ができるように深める機会としています。



表彰式



原作者と原画

今年度は、ひかり福祉会にとって創立三五周年という記念の年でもありますので、法人のキャラクターを新しく作ろうと利用者・家族のみなさんに募集を行いました。数ある中から選ばれた方には当日表彰を行ない、記念品を授与しました。
おめでとうございました!



学習会



分散会

ていくのか等々事例も交えながら非常にわかりやすくお話しいただきました。その後、「作業所での実践を通し、今まではほとんど作業に関われなかった利用者が、一日数十分意欲的に関わられるようになったこと」、「精神疾患を患っている利用者に対して、いきがいのある生活を送るにはどう支援していけばいいのか」という二つの実践レポートを基に分散会で意見交換が行なわれました。

「行動障害にどう向き合うか 行動障害の理解と援助」と題して、(福)びわこ学園医療福祉センター野洲の心理判定員 石井裕紀子氏にご講演いただきました。その中では、行動障害の定義・援助の基礎に始まり、一人ひとりにあった支援とは? 集団としてどう支援し

◆社会就労センターひこね◆

車輦名 トヨタハイエース
コ
ミ
ュ
ー
タ
ー
バ
ス
(15人乗り)



3/23 納車予定

総事業費 3,099,580円
補助額 3,099,000円

平成二三年度障害者自立支援基
盤整備事業費補助金にて車輛整備
が完了しました。
ありがとうございます。

◆ひので作業所◆

障害者自立支援基
盤整備事業費補助金
の備品購入事業で利
用者を送迎する車輛
を導入させていただきました。
この車輛は、重い
障害のある人が乗降
しやすい福祉車輛(助
手席リフトアップシー
ト車)です。
利用者はとても喜ば
れています。ありがと
うございました。



総事業費 3,229,000円
補助額 3,229,000円

障害者自立支援基盤整備補助事業 事業完了報告

◆ひこねたんぽぽホーム◆

ひこねたんぽぽホームのス
プリンクラー設備工事を障害
者自立基盤整備事業費補助金
の交付を受けて行いました。
年明けから工事にかかり、
一ヶ月余りで工事を完了する
ことができました。
この設備導入を契機に、入
居者もスタッフもいっそう防
火についての意識をもちなが
ら、暮らしていこうと思いま
す。



総事業費 3,685,500円
補助額 1,000,000円
自己資金 2,685,500円

◆ひので作業所◆

ひので作業所は、一一年間
の無認可共同作業所時代を経
て、一九九七年六月、現在の
場所(長浜市東上坂町)に新
築移転し一五年が経過します。
この間、建物内の老朽化も
目立つようになってきており、
「障害者自立支援基盤整備事
業費補助金」を利用して、軽
作業室・食堂・下請作業室・
廊下の床改修やトイレの改修
を行いました。
見違えるほどきれいになっ
た作業所に利用者みなさん
は大喜びです。



総事業費 6,877,500円
補助額 4,728,000円
自己資金 2,149,500円

「つばやき」 当事者のねがいが 生かせる政治を

理事長 田中 浩藏

障害者自立支援法は二〇〇六年に施行されたが、障害ある人々には「応益負担」などによって障害の重い人ほど負担が増える制度設計に批判が高まり、国を相手に当事者が憲法の生存権などを争点に訴訟を起こした。民主党政権は原告と和解して、障害者自立支援法を廃止すると約束した。

容は、「障害者総合支援法」という名称だけを変えて中身は自立支援法の一部手直しで終わらせようとしている。

提言をまとめる一人であった福岡智恵子は、「政治的発言力が小さく、相対的に弱い立場におかれがちな障害者の問題は、無視・軽視してもよいということなのだろうか。日本には様々な障害を抱えた人が七五〇万人。けつて小さな問題ではないはず。弱い立場の人間を無視・軽視する社会は、やがて衰え、力をなくして滅びていく」と警鐘を鳴らしておられる。

国は障害者制度改革推進本部を設置し、障害者自立支援法に変わる障害者総合福祉法を創るために、障害種別を広げて当事者が多数参加する政府主催の総合福祉部会の会議でまとめられた「提言」が、今後の日本の社会福祉の基礎が大きく変わると期待されていた。それは「障害のある人だけでなく誰もが住みやすい国づくり」に合致していたからである。

しかし、今年二月八日に民主・厚生労働省が示した内

に、「障害者自立支援法は廃止する」と公約したのだが、障害者福祉を当事者の声を聞かずに決めて、幕を下ろすのなら、政策実現の統治能力の限界もおのずから国民が審判を下すことになるのだろう。

創立三五周年記念連載企画 【対談】

「地域における福祉の役割と展望」

第二弾 未来を紡ぐ人たちへ

昨年六月一日に法人創立三五周年という節目の年を迎え、これまでの三五周年を振り返りながら、現状を認識した上で未来へつなげていく企画として、三浦元理事長（現相談役）・田中浩藏理事長・立岡聡副理事長の三名によりまずトリプル対談を設定しました。今回は、第三章「自立支援法から総合福祉法へ」の中から紹介させていただきます。

自立支援法ですが、非常に大きく日本中が変わって来たように思います。これは支援法を出したから変わってきたんじゃないかと、徐々に変わって来たところがある。その途中の中でこの支援法ができてきた。ところが振り返ると、昭和二十三年に児童福祉法ができた。近江学園は法律のない中で運営されてきた。この法律ができたときに、こんな児童福祉法があるか、この項目は変えろと言ってくれた人があったのかどうかは私にはよくわからんけど、昭和三十三年になると、精神薄弱者福祉法という大人の法律ができた。精神薄弱、今の知的障害、精神薄弱の人たちも一八歳になったら、児童福祉法から外れるんやぞと。二〇歳になったら、児童福祉法から外れるからどうしたらええのと早くから言われていて、昭和三十三年にようやく、精神薄弱者福祉法ができた。「あ、よかったよかった」ということがよくよく波になって聞かされてきた。それから昭和四十二年にその精神薄弱者福祉法の一部改正で施設を今までは保護施設一本だったのを授産施設と更生施設と二つに分けるという法律ができた。できたときに「この法律はおかしい」とこの項目については全面的に変えてもらわないか、この項目については一部この表現はおかしい」ということを、これも一部の人たちの声はあったけども、組織的に動いていくというふうな声はなかった。むしろ、「あ、ありがた、ありがた、このような法律を作ってくれた。親も願っていた法律がようやくできた」という感謝の声はいっぱい聞かされた。いろんな法律があるけれど、ハンセン病の法律にしても、身体障害者福祉法の法律にしても、今度の支援法はもうそうやけど、非常に大きく波紋を関係者に及ぼしている。その関係者が一つのグループをあるいは団体を作って、関係機関にも申すという動きが、いわゆる一人ひとりの障害を持つ人たちがいるのは家族、あるいは関係者が一人ひとりの人権というものを、これほど法律を通してやましく言うてきた時代というのはかつてなかった。あるいはあっても組織的ではなかった。これが本当の一人ひとりの人権を守っていくというふうに変えてきたこの支援法の反対の動き、あるいは新しい法律を作り直せという動きはこんな組織的に大きく動いてきたというのは、知的障害の関係だけでいえば、こんな動き素晴らしい波というのは初めてですわ。部分的には今までもあったけど。

今回をもちまして、連載企画は終了とさせていただきます。ありがとうございました。

ひかり福祉会及び各事業所への

御寄附ありがとうございました(2012年1月1日～2012年2月29日 敬称略)

太基組 滋賀県立大環境学部ヤスタ・バジカ 長浜高等養護学校 徳源院
川添喜美恵 リビングショップかつみ ひかり福祉会後援会 真川義之 川瀬源信
樋口高年 西堀英男 宮本房子 牧村雄三 浅野満恵 小野敏信 宮川邦道
小林久量 杉谷美雪 谷利啓子 寺山みち子 岡田朋子 中村直子 山本まどか
西田忠司 上坂千春 田中勝子 川崎洋子 北西三恵子 藤野信敏 他匿名1名



【社会福祉法人ひかり福祉会】

日中活動

(旧法知的通所)

社会就労センターひこね

(新事業体系)

ひかり園、輝湖里、たんぽぽ作業所、

HEART WORK結(結・布庵)、

友愛ハウス、ワークセンター 絆

工房ふれっしゅ、ひので作業所

ケアホーム&グループホーム

(長浜地域) びわ. どんぐり、長浜かざぐるま、長浜里の家

(彦根地域) ひこねたんぽぽ、ひこね芹川、ひこねわたぼうし

ひこねひまわり、ひこね七里

日中一時支援・短期入所

ひかり園、ひので作業所

ショートステイとまと

障害者支援センターそら

働き・暮らしコトー支援センター

～編集後記～

東日本大震災から一年が経ちました。自分には何ができるのかと考えさせられました。私は6月に被災地支援に行かせてもらいましたが、そこで見てきたものを周りに伝えるのもひとつ大事な役目であると感じています。

広報委員会でも、読んでもらう人に何を伝えればいいのか、自分は何を伝えたいのかを考えながら記事にしてきました。人に伝えるっていうのは難しいですね。

【K・K】

発行人： 関西障害者定期刊行物協会 大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4F

編集人： 社会福祉法人 ひかり福祉会 長浜市鳥羽上町68-1

定 価： 30円